

【公開版】

令和5年12月21日

日本原燃株式会社

## 各申請における3S影響評価について

## 1. 影響評価を行う対象の申請類及び変更申請等を要する要件

## (1) 影響評価を行う対象の申請類

## ①安全設計に係る申請等

- ✓ 事業変更許可申請（届出も含む。）
- ✓ 設計及び工事の計画（変更）認可申請（届出も含む。）
- ✓ 保安規定（変更）認可申請

## ②核セキュリティに係る申請等

- ✓ 核物質防護規定（変更）認可申請

## (2) 申請類の変更等を要する要件

(1) で示した申請類の変更等を要する要件のうち、3Sのタスク間のインターフェイスに係る事項として、以下を抽出した。抽出した変更等を要する要件としては、組織、職務等の変更や事業者対応方針に係る事項等の保安上の措置に係る方針の追加等があるが、各申請における他のSに係る申請類への影響評価の観点での検討であることを踏まえ、本整理の対象としない。

## ①安全設計に係る申請等

- ✓ 設計要件（条件）の追加・変更
- ✓ 施設、設備の追加、改造、移設
- ✓ 運用に係る担保要件等の追加・変更

## ②核セキュリティに係る申請等

- ✓ 立入制限区域・周辺防護区域・防護区域の境界の変更
- ✓ 防護設備の変更

## 2. 各申請における3S影響評価の視点

- (1)で対象とした申請類の変更等を要する要件と3Sのタスク間のインターフェイスに係る事項を紐づけることで、各申請の変更等によって他のSに影響を及ぼす可能性のある事項を抽出する。

変更等を要する要件	タスク	影響を及ぼす可能性のある事項
①安全設計に係る申請等	✓ 設計要件（条件）の追加・変更	設計 【Safety⇔Security】

			<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety で設計した設備が Security の設備へ影響を及ぼす可能性がある（設備の操作、保全等の運用面での影響、波及影響含む）</li> </ul> <p>【Safety⇔Safeguards】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety で設計した設備が Safeguards の設備へ影響を及ぼす可能性がある（設備の操作、保全等の運用面での影響、波及影響含む）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 施設、設備の追加、改造、移設</li> </ul>	設計		<p>【Safety⇔Security】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Security で設計した設備が Safety の設備へ影響を及ぼす可能性がある（設備の操作、保全等の運用面での影響、波及影響含む）</li> <li>✓ Safety で設計した設備が Security の防護措置（運用）に及ぼす影響を及ぼす可能性がある</li> <li>✓ Safety の運用変更が Security の運用へ影響を及ぼす可能性がある</li> </ul> <p>【Safety⇔Safeguards】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety で設計した設備が Safeguards の設備へ影響を及ぼす可能性がある（設備の操作、保全等の運用面での影響、波及影響含む）</li> <li>✓ Safety で設計した設備を保障措置活動で利用する場合（設備を共用する場合）の共用設備の機能・性能に係る要求事項の明確化が必要となる</li> <li>✓ 核燃料物質の取扱い方法（手順等）を変更することで既存の保障措置方法へ影響を及ぼす可能性がある</li> <li>✓ Safety の設備の設計変更により計量管理の方法へ影響を及ぼす可能性がある</li> </ul>
	工事		<p>【Safety⇔Security】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety の設備の工事等に係る作業が防護措置（Security に必要な設備）に影響を及ぼす可能性がある→設備や区域への影響</li> </ul> <p>【Safety⇔Safeguards】</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety の設備の工事等に係る作業において、保障措置対応に影響を及ぼす可能性がある。（封印棄損、監視カメラの視野障害など）</li> </ul>
		運転 （運転、検認等）	【Safety⇔Security】 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety の設備の点検等に係る作業が防護措置（Security に必要な設備）に影響を及ぼす可能性がある</li> </ul> 【Safety⇔Safeguards】 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety の設備の点検等に係る作業において、保障措置対応に影響を及ぼす可能性がある。（封印棄損、監視カメラの視野障害など）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 運用に係る担保要件等の追加・変更</li> </ul>	運転 （運転、検認等）	【Safety⇔Security】 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety の運用変更が Security の運用へ影響を及ぼす可能性がある</li> </ul> 【Safety⇔Safeguards】 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety で設計した設備を保障措置活動で利用する場合（設備を共用する場合）の共用設備の機能・性能に係る要求事項の明確化が必要となる</li> <li>✓ 核燃料物質の取扱い方法（手順等）を変更することで既存の保障措置方法へ影響を及ぼす可能性がある</li> </ul>
②核セキュリティに係る申請等	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 立入制限区域・周辺防護区域・防護区域の境界の変更</li> <li>✓ 防護設備の変更</li> </ul>	※①安全設計に係る申請等の整理を踏まえて今後実施	

- 抽出した他の S に影響を及ぼす可能性のある事項を類型することで各申請における 3 S 影響評価の視点として整理する。（②核セキュリティに係る申請等に係る整理については①安全設計に係る申請等の整理を踏まえて今後実施）

変更等を要する要件	タスク	影響を及ぼす可能性のある事項	各申請における 3 S 影響評価の視点
①安全設計に係る申請等	設計	【Safety⇔Security】 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety で設計した設備が Security の設備へ影響を及ぼす可能性がある（設備の操作、保全等）</li> </ul>	【Security に対する影響】 <ul style="list-style-type: none"> <li>➡①設備の追加等の必要性</li> <li>➡②設備の性能、機能の変更等の必要性</li> </ul>

		<p>の運用面での影響、波及影響含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety で設計した設備が Security の防護措置（運用）に及ぼす影響を及ぼす可能性がある</li> <li>✓ Safety の運用変更が Security の運用へ影響を及ぼす可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡①設備の追加等の必要性</li> <li>➡③運用方法の変更の必要性</li> <li>➡③運用方法の変更の必要性</li> </ul>
	設計	<p>【Safety⇔Safeguards】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety で設計した設備が Safeguards の設備へ影響を及ぼす可能性がある（設備の操作、保全等の運用面での影響、波及影響含む)</li> <li>✓ Safety で設計した設備を保障措置活動で利用する場合（設備を共用する場合）の共用設備の機能・性能に係る要求事項の明確化が必要となる</li> <li>✓ 核燃料物質の取扱い方法（手順等）を変更することで既存の保障措置方法へ影響を及ぼす可能性がある</li> <li>✓ Safety の設備の設計変更により計量管理の方法へ影響を及ぼす可能性がある</li> </ul>	<p>【Safeguards に対する影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➡①設備の追加等の必要性</li> <li>➡②設備の性能、機能の変更等の必要性</li> <li>➡②設備の性能、機能の変更等の必要性</li> <li>➡③運用方法の変更の必要性</li> <li>➡③運用方法の変更の必要性</li> </ul>
	工事	<p>【Safety⇔Security】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety の設備の工事等に係る作業が防護措置（Security に必要な設備）に影響を及ぼす可能性がある</li> </ul> <p>【Safety⇔Safeguards】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety の設備の工事等に係る作業において、保障措置対応に影響を及ぼす可能性がある。（封印棄損、監視カメラの視野障害など）</li> </ul>	<p>【Security に対する影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➡④工事等による設備の性能、機能の変更等の必要性</li> </ul> <p>【Safeguards に対する影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➡④工事等による設備の性能、機能の変更等の必要性</li> </ul>
	運転	<p>【Safety⇔Security】</p>	<p>【Security に対する影響】</p>

	(運 転、 検認 等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety の設備の点検等に係る作業が防護措置 (Security に必要な設備) に影響を及ぼす可能性がある</li> <li>✓ Safety の運用変更が Security の運用へ影響を及ぼす可能性がある</li> </ul> <p>【Safety⇔Safeguards】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Safety の設備の点検等に係る作業において、保障措置対応に影響を及ぼす可能性がある。(封印棄損、監視カメラの視野障害など)</li> <li>✓ Safety で設計した設備を保障措置活動で利用する場合 (設備を共用する場合) の共用設備の機能・性能に係る要求事項の明確化が必要となる</li> <li>✓ 核燃料物質の取扱い方法 (手順等) を変更することで既存の保障措置方法へ影響を及ぼす可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡①設備の追加等の必要性</li> <li>➡③運用方法の変更の必要性</li> </ul> <p>【Safeguards に対する影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➡①設備の追加等の必要性</li> <li>➡②設備の性能、機能の変更等の必要性</li> <li>➡③運用方法の変更の必要性</li> </ul>
--	----------------------	---	--

● 上記の整理を踏まえ各申請における 3 S 影響評価の視点は、以下の通り設定する。

- ①設備の追加等の必要性
- ②設備の性能、機能の変更等の必要性
- ③運用方法の変更の必要性
- ④工事等による設備の性能、機能の変更等の必要性
- ⑤①～④等を踏まえて申請類の変更の必要性

### 3. 各申請において変更等が必要な場合の申請計画等の検討

- 申請において変更等が必要となる場合、当該 S の責任部署と他の S の申請に係る責任部署との間での申請計画の検討を実施する体制の整備 (ルール等)
- 複数の S に係る申請類で関連して変更**棟等**が必要な場合の申請計画に係る基本的な考え方の整理及びルール化
  - 変更申請の内容が他分野の申請内容への影響が想定される場合
    - ✓ 変更内容が一方の S の申請内容の前提となる場合は、前提となる申請類の変更申請等を行い、審査を受け、認可等の後にもう一方の変更申請等を行う。

- ✓ 相互に関係はするものの、申請内容と前提とならない場合は、同時に変更申請を行い、両分野の変更内容を確認しながら並行して審査を受ける。
- 上述の各申請類の関係性については、申請後の初回ヒアリングにおいて3 S 影響評価を元に他 S の申請との関係を説明する。

以 上